

こどもの巣立ち見守り事業実施要綱

第1 目的

この事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく里親、小規模住居型児童養育事業者（以下「里親等」という。）への委託及び児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設（以下「施設等」という。）への入所の措置を受けていた者又は児童自立生活援助が行われていた者で、18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置又は援助の実施（以下「措置等」という。）を解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、「社会的養護自立支援事業実施要綱」（平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

第2 実施主体

事業の実施主体は福島県とする。第4に掲げる各事業の実施機関は以下のとおりとし、予算の範囲内で実施する。

- 1 第4の1の事業は、児童相談所が実施する。
- 2 第4の2及び3の事業は、児童家庭課が実施する。
- 3 第4の4の事業は、児童家庭課が別表1に定める社会福祉法人及び別表2に定める条件を満たす法人（以下「実施法人」という。）へ委託して実施する。

第3 事業の対象

1 第4の1から3の事業

事業の対象となる者は、措置等を解除された者のうち、法第6条の3第1項第2号に規定する満20歳以上義務教育終了児童等を除き、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者とする。ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。

なお、第4の1の事業による計画は、18歳（措置延長の場合は20歳）到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除された全ての者を対象に策定することとする。

2 第4の4の事業

事業の対象となる者は、次に該当する者とする。

- (1) 施設等に入所措置されている者及び措置を解除された者
- (2) 里親等に委託されている者及び委託を解除された者
- (3) 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者
- (4) 母子生活支援施設に入所している者及び退所した者（保護者を含む。）

第4 事業内容

1 支援コーディネーターによる継続支援計画（様式第1号）の作成

- (1) 児童相談所は児童福祉司を第4の1から3の事業の支援全体を統括する支援コーディネーターとして配置し、(2)から(5)の支援を行うこととする。
- (2) 支援コーディネーターは、第3の1に定める対象者、児童相談所の児童担当職員、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成される会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前に(3)に掲げる継続支援計画を作成する。
- (3) 継続支援計画には、第3の1に定める対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法（居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、第4の4の事業による生活相談の実施の方法等）などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成する。
また、継続支援計画は、里親等、施設等及び自立援助ホームにおいて作成されていた自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成する。
- (4) 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況について、必要に応じて第3の1に定める対象者、児童相談所の児童担当職員、里親、施設等職員、第4の4の事業を行う生活相談支援担当職員等による支援担当者会議を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行う。
- (5) 関係機関との連携を密にし、効果的な支援ができるよう努める。

2 居住に関する支援

- (1) 第3の1に定める対象者のうち、措置等解除後も特に支援の必要性が高い者に対して、里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）、施設等及び児童自立生活援助事業を行う住居（以下「自立援助ホーム」という。）において居住の場を提供し、居住に要する費用（平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号「児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について」に定める額をいう。以下同じ。）を里親等、施設等及び児童自立生活援助事業を行う者（以下「自立援助ホーム事業者」という。）に支給することとする。

なお、施設等や自立援助ホームにおいて居住する場合は、原則として定員外に一定枠を設けて実施することとし、施設等や自立援助ホームの定員内で第3の1に定める対象者を居住させて事業を実施する場合には、措置費（平成11年4月30日厚生労働省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に定められている事務費）が支給されるため、居住に要する費用の支給の対象外とする。

なお、里親の居宅、ファミリーホームや施設等において居住する対象者は、原則措置延長を行った20歳到達後の者とする。

(2) (1)の居住費の支給を行う場合は、施設等及び自立援助ホーム事業者は、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができる職員の中から支援員を配置し、支援体制に十分配慮する。

(3) (2)の支援員は次の各号のいずれかに該当する者をもって充てることとする。

ア 児童指導員である者

イ 自立援助ホームや施設等に勤務している者

ウ 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、知事が適当と認めた者

(4) 第3の1に定める対象者のうち平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第3号「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」（以下「貸付事業」という。）により事業を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者（以下「支援希望者」という。）が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に一般賃貸住宅等の居住費として、居住に要する費用を支援希望者に支給できることとする。

(5) 支援の申請、決定、費用の支給及び終了の方法については別に定める。

3 生活費の支給

(1) 第4の2の支援の対象者の生活費（平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号「児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について」に定める額をいう。以下同じ。）を里親等、施設等及び自立援助ホーム事業者に支給することとする。

なお、里親等、施設等及び自立援助ホーム事業者は、就学又は就労している対象者については、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要となるもので対象者に負担させることが適当と認められる費用を対象者の経済状況に十分配慮して負担させる金額を継続支援計画に明確に定め、あらかじめ対象者に知らせ、同意を得た上で負担させることができるものとし、費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

(2) 支援希望者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に一般賃貸住宅等で生活を継続するための生活費を支援希望者に支給することができる。

(3) 支給の申請、決定、費用の支給及び終了の方法については別に定める。

4 生活相談の実施

(1) 実施法人は、生活相談支援担当職員を配置し、(3)及び(4)の支援を行うこととする。

(2) 生活相談支援担当職員は、第3の2に定める対象者の自立支援に熱意を有し、

次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

第43条に定める児童指導員の資格を有する者

イ 自立支援に対する理解があり、県知事が適当と認めた者

(3) 退所を控えた者に対する支援

ア 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを作成し講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。

イ 退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。

ウ 大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

エ 入所施設等と連携の下、第3に定める対象者との関係性を深めるとともに、第3の2に定める対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。

オ 入所施設等に赴いて退所を控えた者の自立に向けた支援を行うこと。

カ その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

(4) 退所後の支援

ア 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。

イ 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

ウ 第3の2に定める対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。

エ その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合を含む）を行うこと。

(5) 実施法人は事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。ただし、実施法人の業務に支障がない場合は、既存の設備を供用して差し支えないこととする。

ア 相談室

イ 第3の2に定める対象者が集まることができる設備

ウ その他事業を実施するために必要な設備

第5 この要綱に定めるほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

この要綱は、令和4年8月23日から施行する。

別表 1

社会福祉法人名	児童養護施設名
社会福祉法人 福島愛育園	福島愛育園
社会福祉法人 青葉学園	青葉学園
社会福祉法人 堀川愛生園	堀川愛生園
社会福祉法人 会津児童園	会津児童園
社会福祉法人 白河学園	白河学園
社会福祉法人 昌平黌	いわき育英舎
社会福祉法人 アイリス学園	アイリス学園
社会福祉法人 ゆめみの里	森の風学園

上記社会福祉法人のうち、自立支援担当職員を配置している法人に対しては委託を行わない。

別表 2

法人の条件	対象施設等
<p>県内において右に掲げる対象施設等を運営する法人であって、実施要綱第3の2に定める対象者に対する生活相談を実施する意欲があり、事業内容を適切に実施することができるものと認められる法人。</p> <p>ただし、自立支援担当職員を配置している法人を除く。</p>	<p>母子生活支援施設 自立援助ホーム ファミリーホーム</p>